

# 相原農園申込案内



東久留米市地域資源PRキャラクター

農家開設市民農園

# 相原農園について

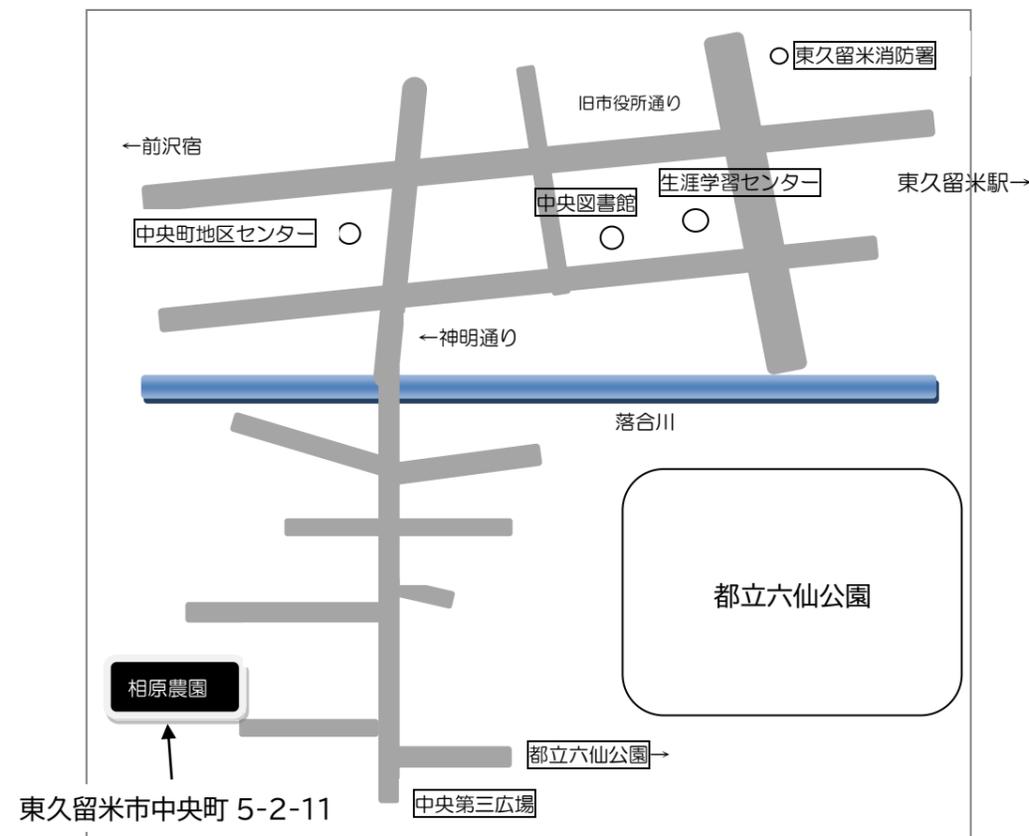
この農園は市が開設する市民農園とは異なり、農業者が開設運営している農家開設型市民農園です。

- 1 応募資格** 野菜の栽培に熱意のある方  
駐車場はありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関で来られる方。  
1世帯/1区画
- 2 農園所在地** 相原農園（園主 あいはら みどり 相原 美登里） 東久留米市中央町 5-2-11
- 3 募集区画数** 47区画
- 4 区画面積** 1区画 / 約20㎡
- 5 利用期間** 令和7年9月1日から令和10年7月31日の2年10か月間。  
ただし、契約更新は毎年行ないません。
- 6 年間利用料** 1区画 / 10,000円  
※農具や肥料・種・苗など、その他耕作に必要なものは利用者の自己負担です。
- 7 その他** 水道設備あり

## 応募方法

- 受付場所** 〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1  
市民部産業政策課農政係 市役所 6階  
郵送可 郵送の場合は7月15日(火)まで**必着**
- 受付期間** 令和7年7月1日(火)～15日(火)まで（土日祝日は除きます）  
午前8時30分～午後5時まで(正午～13時を除く)
- 提出書類** ① 相原農園利用申込書  
② 返信用封筒  
長3サイズ(120mmx235mm)の封筒の表面に110円切手を貼り、申込者の住所氏名を明記したもの。
- その他** 利用区画の指定はできません。申込み多数の場合は抽選となります。
- 問合せ先** 東久留米市役所 市民部 産業政策課農政係  
電話 042-470-7743(直通)
- 今後のスケジュール** ○抽選 7月下旬  
○説明会・契約 8月上旬

## 相原農園案内図



## ご利用上の注意



- 園内に建物や工作物を構築することはできません。
- 営利を目的として作物を栽培することはできません。
- 区画を転貸することはできません。
- 利用区画に隣接する通路の除草は利用者が行うこと。(まめに行ってください。)
- 農薬を散布する場合は、飛散しないよう周囲に充分配慮して行うこと。
- 利用に伴って発生したごみ等は家庭に持ち帰ること。
- 病気等で耕作できない場合は、園主に必ず連絡し協議すること。
- 利用時間は原則として午前8時頃から日没までとしますが、農園内での会話等は、周囲の住宅などに充分配慮すること。(大声を出さない)
- 駐車場がありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関での利用をお願いします。
- その他、園主の指導指示に従うこと。